

アメリカ不法行為損害賠償法の展開

- 州・連邦不法行為法改革の進展と大規模不法行為訴訟の問題点 -

主任研究員 卯辰 昇

- ・ 本稿の目的
- ・ 州不法行為法改革の動向
- ・ 連邦製造物責任法案の概要と問題点
- ・ 大規模不法行為訴訟の解決に対する限界
- ・ アメリカ不法行為法の今後の展開

- ・ 本稿の目的

1. 州不法行為法改革に至る経緯

現在のアメリカ不法行為法は、州不法行為法改革と連邦製造物責任法案審議の進展、たばこ訴訟などの大規模不法行為訴訟解決への模索、といった2つの問題を中心にダイナミックな展開をみせている。アメリカ不法行為法については、従来、連邦法案審議の状況を中心に論じられることが多かったが、不法行為法分野における代表的法理は州制定法や州の判例によって形成されてきた経緯があり、州法の展開について十分な検討を行う必要がある。

本稿は、州不法行為法改革を含めた上記2つの問題を中心として、現在のアメリカ不法行為法の展開を論ずることを目的とする。

連邦国家であるアメリカ合衆国は、各州がEUにおける独立国家と同様、独自の立法、行政、司法権を有しており、連邦政府が州政府に対して排他的に権利を行使できる事項は、外交、軍事など憲法に明記された事項に限定される。本稿で論ずる連邦製造物責任法（以下「連邦PL法」という）に関係する不法行為損害賠償法分野は、歴史的に州の規制権限（police power）¹に服するものとされており、不法行為に起因する損害賠償請求は、州の制定法または判例法に従い解決されてきた。しかし、現代の消費社会において製造物が州を越えて流通し、州際通商が増加することになると、同一州内での製造者と消費者という法律関係では解決されない問題が生じてくる。このような状況

において、各州の法制度に相違があると、各州間の不法行為法の相克という問題が生じ、裁判管轄権をめぐる争いも生じてくる。また、各州の法制度が異なることにより、被害者は原告に有利な法廷地を求めて訴訟を提起しようとする行動に出る。いわゆるフォーラム・ショッピング（法廷地漁り）という現象であり、製造物責任の場合、被告である製造者にとっては、潜在的な損害賠償金支払いの脅威だけではなく、訴訟費用等を含めた応訴費用は莫大なものになる。

このような背景において、製造物責任法分野では、製造者の被る損害賠償責任を担保する責任保険の保険料が高騰することにより1980年代には、製造者は十分な保険担保を得ることが困難になるという状況があらわれた。これが、過去2度の保険入手危機といわれる状況であり、保険入手危機がアメリカの医療機器業界をはじめとした特定産業の存立を困難にし、国民経済に大きな影響を及ぼすものとして、司法制度改革²が進展してきた。

アメリカにおける司法制度改革の一環としての不法行為法改革は、製造者に対する「いきすぎた」責任を課す傾向に歯止めをかけ、製造者の責任を一定限度に抑制することによって、製造者に予測可能性を与えようとする目的がある。司法制度改革は、主として大企業製造者を支持基盤とする共和党により推進され、消費者や法廷弁護士に支持される民主党がこれを阻止するという政治的対立の構図の中に組み込まれてきた。

しかし、既に大多数の州で何らかの不法行為法改革が行われており、相当程度の法的統一と、責任の制限が行われるようになってきた。州不法行為法改革においては、連帯責任の制限、非経済的損害賠償の制限、懲罰的損害賠償の制限、などが主要な争点となり、不法行為法改革を行った州の多くで、これらの規定を州制定法の中に組み込んでいる。

2．連邦制定法と州法をめぐる争い

一方、各州の間には、法的不統一があり、連邦法で統一的な基準を設けることが必要であるとして、連邦法の制定が繰り返し試みられている。従来までの会期における連邦法案については、類書において既に相当程度論じられているので、本稿では、特に前第104議会以降の動向を中心に論述する。

1994年の中間選挙で共和党が上下両院で多数を占めるところとなったことから、不法行為法改革の焦点が州から連邦に移ったとみることができる。特に、司法制度改革が、共和党下院の「アメリカとの約束（the contract with America）」の象徴的な項目になったこともあり、前第104議会では上下両院法案の可決というところまで進んだとみることができよう。

しかし、繰り返し提案されながら連邦法として企業の責任を制限する立法が拒絶されてきた歴史的経緯とその理由について考える必要がある。製造物責任を連邦法で制限しようとする試みは、州の立法権との関係で鋭く対立するものであり、州の独立性を侵害するものであるとの有力な反対意見がある。前述したように、不法行為法分野は、伝統的に州の規制権限に属する問題であるとの考えが強く、統一的な連邦法を制定することには、強固な反対がある。州間の法的不統一があるとはいえ、相当程度の統一と責任の制限が行われてきており、敢えて連邦法を制定する必要があるのかといった疑問もあるだろう。

但し、広義の不法行為法分野の連邦法として、企業の責任を一定限度に制限するものとして、原子力法の一部を構成するプライス・アンダーソン法³（以下「PA法」という）の存在がある。原子力事故に起因したPA法の適用をめぐる裁判において、不法行為法分野における連邦法の専占が繰り返し争われてきており、連邦PL法に内在する問題を検討する上で有益であると思われるので、PA法に関連した代表的な判例をこのような観点から取り上げる。

3．現在の不法行為法に内在する問題

連邦PL法をめぐる問題点の多くは、既に、州不法行為法改革の過程で議論されているものであるが、最近の裁判動向を参照しつつ論点を整理すると、陪審裁判制度と懲罰的損害賠償の制限をめぐる問題、連帯責任の制限をめぐる問題、アスベスト、たばこ訴訟に代表される大規模訴訟及びクラス・アクションの制限をめぐる問題、の3点を指摘しようと思われる。

これらの問題は、今後日本におけるPL法の進展にも影響してくるものと思われるので、日本におけるPL法の解釈とも関連づけながら論じてみたい。なお、本連邦PL法案では、の連帯責任の制限に関しては規定を置いておらず、非経済的損害に対する連帯責任も免除されないことになる。この問題に関しては、消費者の利益擁護に配慮したものとされており、州法に委ねられたものとみることができよう。

本稿では、連邦PL法案の検討に入る前に、前述の州不法行為法改革の状況について論述し、問題点を明らかにしたい。その上で、現在の連邦PL法案の主要な条項に関してその概要と問題点を論述する。さらに、アスベスト訴訟に関連した連邦最高裁判決を検討することによって、特に上記であげたような、今日問題となっている大規模不法行為訴訟の解決に関しては依然問題が残ることを指摘してみたい。

．州不法行為法改革の動向

1．州不法行為法改革の進展

（1）州不法行為改革法における主要改正事項

1980年代以降、繰り返し連邦議会に不法行為改革法が上程されながら不成立に終わっている一方、多くの州で不法行為法改革が進展していることは上述したとおりである（図表1参照）⁴。

《図表 1》州不法行為法改革の進展と内容

主 要 改 正 事 項	改革法制定州	
	1 9 9 6 年	1 9 8 9 年
連帯責任法理 (Joint and Several Liability) の修正	3 4	2 8
非経済的損害賠償額 (Non-Economic Damages) の制限	1 0	1 2
副次的給付非控除規則 (Collateral Source Rule) ⁵ の排除	2 1	1 9
懲罰的損害賠償 (Punitive Damages) の制限的運用	3 1	2 8
包括的 P L 改革法 (Comprehensive Product Liability) の制定	6	-

(出所) 1 9 9 6 年末について、アメリカ不法行為法改革協会 (American Tort Reform Association : ATRA)

1 9 8 9 年末については、安田総合研究所「製造物責任 [第 2 版]」(有斐閣、1 9 9 2 年) 1 6 8 頁以下

上記の表から明らかなように、改革法を成立させた州の多くは、連帯責任法理の修正、懲罰的損害賠償の制限的運用を法制化しており、1 9 8 9 年に比較しても法制化している州が増加している。一方、非経済的損害に対する賠償責任額の制限や副次的給付非控除規則の排除等はほとんど変化がない。しかし、現在連邦議会でも議論されている法的問題を何らかの形で立法の中に取り入れていることがわかる。

(2) 最近の不法行為改革法における法の明確性の欠如

さらに、今日、興味深い現象が生じている。すなわち、州不法行為改革法に対して州裁判所が違憲判決を下すケースが目立っていることである。これは、不法行為改革法により被告の責任を制限することが原告の権利を侵害することになるとの理由の他、改革法案審議の過程で、立法推進派と消極派との妥協の産物として、法案内容が修正され、複雑かつ曖昧な条項になり、法の明確性が失われていることも一因として考えられる。

1 9 9 7 年に成立したアラスカ州の改革法は法の明確性を欠く一つの例である。同法は、1 9 9 7 年 8 月 7 日より施行されており、懲罰的損害賠償、非経済的損害賠償に対する制限額を設定しているが、法の規定が極めて複雑なものとなっている。

すなわち、非経済的損害賠償額は、年間 8 , 0 0 0 ドルに想定余命年数を乗じた金額と 4 0 万ドルのいずれか大きい額に制限される。但し、被害者が重傷を負ったり、重大な後遺障害が残った場合には、非経済的損害賠償額の制限額は、年間 2 5 , 0 0 0

ドルに想定余命年数を乗じた金額と 1 0 0 万ドルのいずれか大きい額となる。

さらに、懲罰的損害賠償額は、5 0 万ドルか経済的損害額の 3 倍のいずれか大きい額に制限される。しかし、非経済的損害賠償額と同様例外規定があり、契約等の経済的取引行為に基づく訴訟の場合には、7 0 万ドルか経済的損害額の 4 倍のいずれか大きい額となる。また、雇用関連訴訟の場合の懲罰的損害賠償額は、雇用者数に応じて 2 0 万ドルから 4 0 万ドルまでの間に制限される。具体的な適用規定は下位規範に委ねられ、条文上の明確性が失われている。

2 . オハイオ州不法行為法改革の検討

本稿では、1 9 9 7 年 1 月より施行されているオハイオ州の不法行為改革法の内容を検討する。同州法は、州不法行為法改革に関する代表的な論点に関して多くの規定をおいており、現在のアメリカ不法行為法改革の動向を知る上でのモデルケースとして位置づけられる。

(1) オハイオ州不法行為法改革へ至る経緯

オハイオ州では既に、1 9 8 7 年に不法行為改革法 (旧法) が成立し施行されていたが、当該法律に対する州最高裁判所による違憲判決が相次いだ⁶ことや、他州で不法行為法改革が進展していたこと⁷、さらに、現状の民事司法制度に対する州民の不信が高まってきたことから、新たな不法行為改革法 (Ohio Revised Code : O R C) が提案され可決された⁸。

実際、州民に対する世論調査の結果、80%の州民が新たな不法行為法改革を支持しているとされた。オハイオ州の場合は、不法行為訴訟における法外な損害賠償金が、被害者の損害の回復を目的とする不法行為法の有する適法性を損ない、特に製造物責任の場合、このような状況が製品価格の上昇をもたらすというものであった。連帯責任法理の修正を中心に従来法に比較して、被告の責任を制限する方向への改革例と考えられる。

(2) オハイオ州不法行為改革法的主要条項

他の州の一般的な不法行為改革法同様、民事訴訟全般を対象として、連帯責任の制限、非経済的損害賠償額の制限、懲罰的損害賠償額の制限等が主要な規定であるが、その他責任法理、法定責任期間 (Statutes of Repose) に関する規定もある。以下に、その内容について、旧法との比較を含めて検討する。

連帯責任の制限

連帯責任とは、原告 (被害者) の被った損害に対し、2人以上の者が関与することによって個々

の被告が損害額全額に関する責任を負うとともに、原告は被告のいずれに対しても損害額の一部または全額について損害賠償を請求することができる法理である。このことは、損害に対する寄与度が低いにも関わらず、経済的な負担能力のある者 (一般には大企業) に対して、狙い打ち的に全額について損害賠償請求が行われるという弊害が生ずるといわれてきた (いわゆるディープポケット理論)。

そのため、前述のように34州 (1996年末現在) で、何らかの形で連帯責任法理の修正が行われ、連帯責任法理の修正は、州不法行為法改革の主要項目となっており、6州では、完全に連帯責任を排除し分割責任となっている。

オハイオ州における連帯責任に関する規定を新旧の法律に関して比較すると以下ようになる。新法では、原告の損害に対する寄与がある場合 (いわゆる日本法にいう過失相殺事例) には、一般的には被告の責任は分割責任となり、寄与度の低い被告が損害額全額に関して責任を負うことはなく (図表2参照) このような被告の責任が軽減されることになる。

《図表2》連帯責任の適用に関する新旧法比較

		旧法	新法 (ORC § 2207.31)
損害に対する原告の寄与がない場合		連帯責任	同左
損害に対する原告の寄与がある場合		経済的損害 - 連帯責任 非経済的損害 - 分割責任	経済的損害 - 分割責任 但し被告の寄与度が50%以上の場合を除く 非経済的損害 - 分割責任
判 決 例	<例1> 経済的損害 50,000ドル 非経済的損害 50,000ドル 被告Aの寄与度 90% 被告Bの寄与度 10%	被告Bが100,000ドルの損害賠償責任を負う可能性あり	・被告Bの最大責任額は、10,000ドル ・被告Aは経済的損害に関し50,000ドルの責任、非経済的損害に対し45,000ドルの責任を負う可能性あり
	<例2> 経済的損害 50,000ドル 非経済的損害 50,000ドル 被告Aの寄与度 25% 被告Bの寄与度 25% 被告Cの寄与度 25% 被告Dの寄与度 25%	いずれの被告も最大100,000ドルの損害賠償責任を負う可能性あり	いずれの被告も最大25,000ドルまでの損害賠償責任しか負わない

責任法理に関する規定

従来、アメリカの過失責任理論においては、原告（被害者）自身に過失、すなわち寄与過失（contributory negligence）がある場合には、その被害者は、加害者から一切の賠償を受けることができないことになっていた。しかし、この寄与過失法理の適用によって、被害者の過失が認められる限り、その過失の程度を問題とすることなく、加害者に対する全ての賠償請求を否定するものであるため、被害者にとって極めて酷な結果を強いるものとなっていた⁹。

そこで、オハイオ州では、１９８０年に寄与過失法理を修正し、比較過失（comparative negligence）法理が採用されるようになった。比較過失法理の採用により、被害者に過失があっても、全面的に加害者の責任を否定するのではなく、被害者の過失の程度によって、損害賠償額を減額するという考え方である。

減額方式には、いくつかの方式がある¹⁰が、１９８０年にオハイオ州で採用された減額方式は、５０／５０％方式といわれるものであり、原告の過失の程度が、全被告の過失の程度と同等か、あ

るいはそれを下回る場合において、その責任割合を認めようとする考え方である。従って、原告の過失の程度が被告の過失の程度を上回る場合には、原告の賠償請求は否定され、逆の場合には、原告の過失程度に応じて賠償額が減額される（図表３参照）。

《図表３》オハイオ州法における比較過失法理

例 1		例 2	
原告過失	4 0 %	原告過失	6 0 %
被告 A の過失	3 0 %	被告 A の過失	2 0 %
被告 B の過失	3 0 %	被告 B の過失	2 0 %
原告が得られる賠償			
6 0 %		0 %	

新法においては、製造物責任訴訟を含む全ての民事訴訟に適用される過失責任法理としては、比較過失法理が適用されることが明示される（ORC § 2315.19）とともに、原告の過失割合が訴外の不法行為者を含む全ての不法行為者の過失割合を超えない場合に、損害賠償を受けることができるものとされている（ORC § 2315.20）（図表４参照）。

《図表４》オハイオ州法による比較過失法理の適用

		旧法	新法（ORC § 2315.19, 20）
原告過失	4 0 %	被告 B、C の過失割合は勘案しない（原告の賠償請求は認められない）	被告 A、B、C の過失割合の合計と原告の過失割合を比較する（原告の賠償請求認容）
被告 A の過失	1 0 %		
被告 B の過失	2 5 %（和解成立）		
被告 C の過失	2 5 %（和解成立）		

非経済的損害賠償額（Non-Economic Damages）の制限

アメリカでは、慰謝料等の非経済的損害賠償額が高騰し、その額を立法により制限しようとする動きが続いており、前述のように、いくつかの州の制定法の中に取り入れられている（１９９６年末現在１０州）。

最近の傾向として、前述のアラスカ州法のように、非経済的損害額の制限に関して、被害者の損害程度に応じて制限額に差を設けることが多くなっている。オハイオ州法においても、非経済的損害賠償額の制限は、被害者の損害程度に応じたものとなっている（ORC § 2323.54）（図表５参照）。

《図表 5》オハイオ州法における非経済的損害賠償額の制限

	通常の場合	被害者の損害が大きい場合
	250,000 ドルまたは経済的損害額の 3 倍 のいずれか大きい額 但し、500,000 ドル限度	100 万ドルか想定余命年数に 35,000 ドル を乗じた額のいずれか大きい額
例 1	経済的損害額 : 100,000 ドル 非経済的損害額 : 50,000 ドル ⇒ 制限額 : 50,000 ドル	経済的損害額 : 1,000,000 ドル 非経済的損害額 : 1,000,000 ドル 想定余命 : 20 年 ⇒ 制限額 : 1,000,000 ドル
例 2	経済的損害額 : 100,000 ドル 非経済的損害額 : 500,000 ドル ⇒ 制限額 : 300,000 ドル	経済的損害額 : 1,000,000 ドル 非経済的損害額 : 6,000,000 ドル 想定余命 : 20 年 ⇒ 制限額 : 1,000,000 ドル
例 3		経済的損害額 : 1,000,000 ドル 非経済的損害額 : 6,000,000 ドル 想定余命 : 50 年 ⇒ 制限額 : 1,750,000 ドル

：四肢の欠損、重要な身体機能の喪失により独立の生活を行うことができない状態（いわゆる後遺障害）

懲罰的損害賠償の制限

懲罰的損害賠償は、加害者の行為に特に悪意性が認められる場合に、通常のとん補損害賠償（compensatory damages）とは別個に課されるものであり、アメリカの P L 訴訟において、特にいきすぎた責任が課される例として紹介されている。

懲罰的損害賠償の制限は、連邦 P L 法案の中でも中心的な項目の一つであり、前述のように、州不法行為法改革においても 31 州で何らかの形で懲罰的損害賠償額の制限が行われている（1996 年末現在）。懲罰的損害賠償を課す目的は、悪意性の強い行為を行った加害者を罰するとともに、

将来的な抑止効果を得ようとするものである。しかし、陪審評決において課される懲罰的損害賠償額に一定の基準があるわけではなく、時として、極めて過大な懲罰的賠償額が課されることがあるために、企業活動を萎縮させたり、製品価格の高騰を招き、さらには製品自体の供給ができなくなるために国民生活にとってマイナスになるともいわれている。

オハイオ州の場合も他州同様、懲罰的損害賠償の制限を州法の中に規定している（ORC § 2315.21）（図表 6 参照）。

《図表 6》オハイオ州法における懲罰的損害賠償の制限

内容	例 1	例 2
てん補損害賠償額（経済的損害額と非経済的損害額の合計）の 3 倍あるいは 100,000 ドルのいずれか低い金額	てん補損害賠償額 100,000 ドル 懲罰的損害賠償評決 50,000 ドル ⇒ 裁判官認定 : 50,000 ドル （評決通り）	てん補損害賠償額 100,000 ドル 懲罰的損害賠償評決 500,000 ドル ⇒ 裁判官認定 : 100,000 ドル （左記条件適用）
25 人以上の被用者を雇用する企業の場合、てん補損害賠償額の 3 倍あるいは 250,000 ドルのいずれか大きい金額	てん補損害賠償額 100,000 ドル 懲罰的損害賠償評決 50,000 ドル ⇒ 裁判官認定 : 50,000 ドル （評決通り）	てん補損害賠償額 100,000 ドル 懲罰的損害賠償評決 500,000 ドル ⇒ 裁判官認定 : 300,000 ドル （左記条件適用）

法定責任期間 (statute of repose)

アメリカの不法行為訴訟で適用される出訴期限には、大きく分けて「出訴期限 (statute of limitation)」と「法定責任期間 (statute of repose)」と2種類がある。前者は、被害者やその遺族である原告が、被告に対し損害賠償を請求する法的権利があるにも関わらず、その権利を行使しないこと、および被告が無期限に損害賠償請求されることを防ぐ目的のために設けられているものであり、後者は、製品がいつまでも市場で使われている限り P L 訴訟に脅かされることを防ぐために設けられるものである¹¹。

オハイオ州法における法定責任期間は、医療過誤訴訟については6年 (ORC § 2125.02)、P L 訴訟については15年 (ORC § 2305.10) とされている。

P L 訴訟に関する規定

オハイオ州法は、上述の規定に関しては全ての民事訴訟に適用されるが、厳格責任法理を採用する P L 訴訟にのみ適用される規定があり (ORC § 2307.71)、重要な事項としては、つぎのような規定がおかれている。なお、P L 訴訟においては、厳格責任法理も過失責任法理もいずれの法理の適用も考えられる。

- a) 原告は製品の製造者を特定する必要がある。
- b) 消費者期待基準 (consumer expectation test) は適用しない¹²。

c) 業界責任理論 (enterprise liability theory)¹³ 及び選択的責任理論 (alternative liability theory)¹⁴ は適用しない。

特に、消費者期待基準は、1997年5月にアメリカ法律協会 (A L I) で承認された第3次リステイトメントにおいて、製品の欠陥基準としては採用しないとされている。いきすぎた P L 責任を修正するものとして承認された第3次リステイトメントに現れている考え方は、既に州裁判所の判例や州不法行為改革法で示されてきた流れを追認していることが窺える。また、州不法行為法改革の方向性が、連邦 P L 法改革の方向性と一致しているものと考えられる。

2. 州不法行為法違憲判決の動向

(1) 不法行為法改革を制限する動き

一方、州不法行為法改革が進展する中で、不法行為改革法の一部ないしは全体に対して違憲判決が下される例もあり、アメリカにおいて、被告の責任を制限する方向への一方的な不法行為法改革が進んでいるわけではないことに注目しておかなければならない。このような観点から本稿では、1997年12月18日のイリノイ州最高裁における違憲判決について検討する。

イリノイ州最高裁は、非経済的損害賠償額に50万ドルの制限を設けている1995年民事訴訟改革修正法 (以下「修正法」という)¹⁵ (図表7参照) に関して違憲判決を下した¹⁶。

《図表7》イリノイ州民事訴訟改革修正法的主要条項

項 目	内 容
懲罰的損害賠償額の制限	1) 経済的損害額の3倍を限度とする 2) 損害が他人の権利に対する著しい無関心によって惹起されたことの証明を要する (要件の厳格化) 3) 裁判官に制限額の減額権限を与える
非経済的損害賠償額の制限	すべての民事訴訟に対して50万ドルに制限する
連帯責任の免除	経済的損害賠償及び非経済的損害賠償について連帯責任を免除し、分割責任とする
過失責任原則	1) 原告の寄与過失が50%以上の場合、原告は損害賠償を得られない 2) 原告の寄与過失が50%以下の場合、経済的損害賠償及び非経済的損害賠償は、原告の過失分減額される 3) すべての不法行為者の過失割合を勘案する
製造物責任改革条項	1) 製品製造時点の州及び連邦製品安全基準に合致し、合理的に予測可能な代替設計が存在しなかった場合は責任は生じない 2) すべての製造物に対する法定責任期間は、出荷後12年または、消費者へ販売後10年のいずれか早い方とする

(2) イリノイ州最高裁違憲判決の背景

本判決は、当初、Madison 郡巡回裁判所に提起された 2 件の身体傷害及び死亡を理由とする不法行為損害賠償請求を併合し上訴された事件に対するものである。両訴訟とも、修正法の条項の適用に反対する宣言的判決を求めるとともに、修正法の一部無効に関する略式判決¹⁷を求めたものであった。巡回裁判所は原告らの上記主張を容れ、非経済的損害の制限条項など修正法の条項が州憲法に違反すると判決したため、これらの事件は、併合され直接州最高裁に上訴された。これら 2 つの訴訟の概略は次のようなものであり、事件の場合は、労災事故であるとともに、P L 訴訟として争われた。

Vernon Best v. Taylor Machine Works et al.事件

本件は、原告 Vernon Best 氏によって提訴されたものであり、1995年に Laclede Steel 社において、フォークリフトを操作中にけがをしたものである。フォークリフトは、被告 Taylor Machine Work 社が、設計・製造し、同 Allied Industrial Equipment 社に販売された。Best 氏は、フォークリフトで熱した鉄屑を移動させる作業中に、フォークリフトの支柱が折れたことによって、骨折するとともに、体表面の40%に相当する火傷を負った。Best 氏は、Taylor 社、Allied 社、そしてフォークリフトに使われていた可燃性の部品を製造した Lee Helms 社の3社を相手取り、彼の負傷に対する製造物責任訴訟を提起したものである。

Jonathan Isbell, Administrator of the Estate
of Steven A. Kelso v. Union Pacific Railroad
Company et al.事件

一方本件は、同じく 1995 年に Madison 郡の鉄道路踏切で、列車と衝突して死亡した Steven Kelso 氏（当時 20 才）の遺族によるものであった。彼は、トラックを業務運転中に、Union Pacific Railroad 社の列車と衝突して死亡した。彼の遺族は、Union 社と列車の運転手に対し、不法死亡（wrongful death）訴訟を提起したものである。

上訴を受けて最高裁は、修正法中の「非経済的損害賠償額制限条項」の他、「連帯責任免除条項」、「共同不法行為者に関する条項」、「診療記録の

開示条項」の4条項が、同州の1970年憲法に違反すると判示した。

非経済的損害賠償額の制限

イリノイ州最高裁の違憲判断によると、非経済的損害賠償額に制限を設けることは、重大な損害を被った原告を不当に差別することになり、責任を負うべき被告を優遇することになるという。また、州憲法は、州議会に陪審裁判の方式を決定する権限を与えておらず、その権限は専ら司法権限であり、責任制限条項は、州憲法上の権力分立原則に違反するとした。

すなわち、司法は、特定の事件において、証拠に基づき、独立の判断で適当と思われる場合には、過大な陪審評決を減額する義務をも負っていると考えることができる。これは、憲法によって付与された専権事項である。しかし修正法の責任制限条項は、個々の陪審評決の特別事情を考慮することなく、法の規定によって損害額を一定限度に制限することになるため、司法の権限を侵触することになると判断しているのである。

連帯責任免除条項の違憲性等

さらに、連帯責任免除条項、原告の診療記録の無制限開示を要求する条項、共同不法行為者に関する条項に関して修正法の規定を無効とした。これらの条項に関する違憲理由は次の通りである。

- a) 連帯責任を分割責任とする条項は、憲法上の個別法律禁止規定に抵触する。
- b) 傷害による損害賠償を訴求する者に対して、訴訟当事者及びその他要求する者に対し、全ての診療記録の開示を同意させるとするのは、イリノイ州憲法の権力分立規定及び、プライバシー保護原則に違反する。
- c) 共同不法行為者の一人が原告の雇用者が負うべき寄与分について求償訴訟を提起しても、雇用主は当該被告に対する支払い義務はない。しかしこの場合、本来共同不法行為者から得られるべき損害賠償金は、雇用主が負うべき負担分に相当する金額分減額されることになり、違法である。

b) 傷害による損害賠償を訴求する者に対して、訴訟当事者及びその他要求する者に対し、全ての診療記録の開示を同意させるとするのは、イリノイ州憲法の権力分立規定及び、プライバシー保護原則に違反する。

c) 共同不法行為者の一人が原告の雇用者が負うべき寄与分について求償訴訟を提起しても、雇用主は当該被告に対する支払い義務はない。しかしこの場合、本来共同不法行為者から得られるべき損害賠償金は、雇用主が負うべき負担分に相当する金額分減額されることになり、違法である。

このような違憲条項は、修正法の他の条項とも密接に関連しており、当該法律は全体として無効であるとされた。

(3) 違憲判決の影響

不法行為法改革に対する推進者も反対者も、本判決の影響はかなり広く及ぶと見ており、イリノイ州において今後数年間は、新たな不法行為法制定の機運は盛り上がらないだろうという見解で一致している。すなわち、本判決は、修正法の条項が州憲法に明示的に違反するとされたため、連邦最高裁への上訴が考えにくく、判決で示された違憲理由の重要性を考慮すると、州議会は新たな立法を行うことに消極的になるとと思われる。さらに、1995年初め、短期間のうちに州議会両院協議会で修正法をまとめあげた、不法行為法改革に熱心な共和党勢力が衰えており、新たな代替立法を成立させるのは困難とみられる¹⁸。

・連邦製造物責任法案の概要と問題点

1. 連邦製造物責任法案の位置づけ

前章において、州不法行為法改革の動向を概観し、現在のアメリカにおけるPL訴訟を含めた民事訴訟上の主要な法的論点を明らかにした。州不法行為法改革においては、被告の責任を一方的に制限する方向への法の進展だけではなく、その揺り戻しの状況もあることを指摘した。

本章においては、現在の連邦議会における法案審議の動向と連邦PL法案の位置づけについて論ずる。1996年のアメリカ合衆国連邦第104議会における連邦PL法案は、上下両院で可決されながら、最終的に大統領の拒否権行使によって成立しなかったことは記憶に新しいところである¹⁹。1997年の第105議会において、会期開始早々に連邦PL法案は、上院法案(S. 5)²⁰として再度提出された。S. 5法案は、一部修正の上、S. 648法案として上院商業問題小委員会で可決され、その後ホワイトハウスとの間で法案修正の協議が続けられ、1997年10月に製造物責任法案協議案²¹として公表されている。この協議案をクリントン大統領は支持しているとされているが、現在のところ上下両院議員の意見は分かれており、具体的な進展をみせていない。一方、消費者運動グループからは、本協議案は、消費者の権利を著しく損なうものであるとして反対の声があがって

いる。

第105議会で連邦PL法が成立するとすれば、この協議案に基づいたものになるとみられているところから、本章では、この協議案の主要条項、及びその原案であるS. 5法案を中心に検討し、現在のアメリカ不法行為法上の問題が、どのように法案に反映されているか論述したい。

2. 立法趣旨

(1) アメリカ製造物責任法分野における問題

連邦法としてのPL法案が繰り返し提案されるのは、前述の州不法行為法改革と同様、製造物に起因して加重な責任が企業に課されることを制限することにある。そこで、連邦PL法を制定しようとする連邦議会の立法趣旨をみることにしたい。訴訟において、特定の法律問題について当事者間で争いがあり、当該法分野についての制定法がある場合には、裁判官は法の文理解釈を行うのが基本であり、この公理は繰り返し判決の中で言及されてきた²²。文理解釈でも不明確な場合には、裁判官は、当該法律の立法審議における議事録から立法趣旨を解釈することになる。

例えばS. 5法案では次のように法文上明確に規定されており、連邦議会議員が、いかなる立法意図を有して連邦PL法を制定しようとしているかを条文から直接読みとることができる。すなわち、アメリカでは、訴訟が濫発することにより、民事裁判の遅延が生じ、訴訟費用の増加を通じて国民経済にマイナスの影響が及ぶ(sec. 2 (a)(1))²³とともに、製造者に予測不能な、そして時には恣意的とも思われる高額な損害賠償金が課されたり、不合理な連帯責任が課されたりすることによって、製品価格が上昇したり製造が中止され、結局は消費者の不利益につながる(同(a)(2)、(4))、などかつて1980年代にいわれていたことが理由としてあげられている。特に、このような加重な責任は中小企業に製造萎縮効果を及ぼす(同(a)(5))とともに、加重な責任を課することによってアメリカ企業の国際競争力を低下させ、雇用の減少、GDPの減少につながる(同(a)(6))というようなことまで条文上明記されている。さらに、責任保険保険料が高騰し、保険入手不能が生ずる(同(a)(7))とまで明記している。

(2) 連邦 P L 法制定の趣旨

このような状態を解決するには、州レベルの不法行為法改革では限界があり（同(a)(8)）、州際通商障壁を除去し、国民のデュー・プロセスを保障するのは、連邦政府に与えられた憲法上の責務である（同(a)(9)）と、高らかに宣言している。そして、連邦政府は、憲法における州際通商条項²⁴及び第14修正条項に基づき、商品、サービスの自由な流通を確保し、州際通商を円滑にすることを目的に、連邦統一的な P L 法理を確立する（sec. 2(b)(1)）²⁵とともに、適切な賠償上限額を設定し（同(b)(2)）²⁶、民事訴訟における公正な責任分担原則を確立（同(b)(3)）²⁷することにより、民事裁判における公正を確保し、予測可能性を回復するものとしている。

このような連邦 P L 法の制定目的は、企業に対する保護立法であり、消費者の不利益につながるといった強硬な反対意見が表明されている。

3. 州法に対する専占

(1) 専占規定と責任法理

特定法分野で連邦法が制定されると、当該法分野では連邦法の明示規定により、また議会議事録などから黙示的にもその立法趣旨が忖度され、州法の規定に専占することになる。連邦法の州法に対する専占をめぐる争いが生ずることを防ぐ意味からも、連邦法の制定の際は、条文上できるだけ明確に専占範囲を規定することが望ましいとされている。協議案では、連邦 P L 法が製造物に起因して生じた損害を理由とする、いかなる州及び連邦裁判所における製造物責任訴訟（product liability action）に専占すると規定している（sec.102(a)(1)）。かつて小型機の製造者の責任を緩和する、航空機産業活性化法（General Aviation Revitalization Act）²⁸など、一部の特殊不法行為法分野で連邦統一的な責任制限立法が行われた例があるが、P L 法のような不法行為法分野における主要な法領域で広範な連邦専占法理が適用されるような法律はなかったといっていよう²⁹。従って、この規定は、連邦 P L 法案の主要項目の一つといっていよう重要な規定であると考えられる。

但し、製造者に適用される責任法理については、連邦 P L 法の専占規定は適用にならないことに注

意しなければならない。すなわち、いわゆる製造者に厳格責任法理が適用されるか、過失責任法理が適用されるかは、各州の不法行為法に従うものとされている（sec.102(b)）。日本でも P L 法が施行され、P L に無過失責任法理が適用されるようになったが、従来の過失責任法理と大きな差はないといわれているように、アメリカでの P L 訴訟で重要なのは、責任法理の差ではなく、陪審評決により加重な懲罰的損害賠償責任が課されたり、連帯責任によって不合理な責任が課されることの方が問題であると考えられる。このことは、上述の連邦 P L 法の立法目的からも読みとれるものである³⁰。

(2) 専占除外規定

連邦 P L 法の適用が除外される主要なものとしては、商事及び契約法によってのみ規定される契約上の経済的損失がある（sec.102(a)(2)(A)）。さらに、たばこに起因した損害賠償請求訴訟はたばこ関連の連邦及び州法の規定が適用される（sec.102(a)(2)(C)）とともに、豊胸材に関する損害賠償訴訟も同様に連邦 P L 法が専占しないものとされている（sec.102(a)(2)(D)）。これらの規定は、S. 5 法案ではみられないものであり、1997年のたばこ関連連邦包括和解法案の進展やダウ・ケミカル社に対する大規模クラス・アクションの進展があるために、これらの製造物に関する P L 訴訟は除外したものと考えられる。

4. 懲罰的損害賠償の制限

(1) 懲罰的損害賠償請求の要件

連邦 P L 法制定の主目的が、懲罰的損害賠償を制限しようとするものであるのは明白である。連邦最高裁は、懲罰的損害賠償を課すことの権限は州が有し、懲罰的損害賠償は不法行為損害賠償請求の一つと考えられると繰り返し判示してきた。原子力法分野での代表的な判例として、Silkwood v. Kerr-Mcgee Corp 事件連邦最高裁判決があるが、この事件では、連邦法としての P A 法は、州の懲罰的損害賠償を課す権限に専占しないという連邦最高裁判決が下されている³¹。

例えば、ペンシルヴェニア州の実務判例では、一般的に懲罰的損害賠償の認容を不法行為に関す

るリステイトメント³²に規定した通りの運用が行なわれてきた。すなわち、同州の懲罰的損害賠償を許容する法目的は、非難性の高い行為を行った行為者を罰することによって、将来的な抑止効果を得ることである。州によって懲罰的損害賠償を課すことのできる要件は異なっているが、基本的には悪性の強い行為をした被告に対する非難という性格が強い。

しかし、州の不法行為法改革の一環として、ペンシルヴェニア州でも、懲罰的損害賠償請求を制限する規定がおかれており、前章でみたとおり、多くの州で懲罰的損害賠償額に制限を設ける立法が行われている。また、懲罰的損害賠償はいわれているほどには頻繁に課されているわけではなく、11州の陪審評決25,627例を調査したうち、懲罰的損害賠償評決が下されたのは、わずか4.4%にすぎないという研究結果もある³³。懲罰的損害賠償に全国的な注目が集まるのは、マクドナルドのコーヒーを運転中に膝にこぼした老婦人に対し、270万ドルの陪審評決が下された事例など、極端なものが目立つからであろう³⁴。

連邦PL法で懲罰的損害賠償額に一定の制限をおくと同時に、連邦レベルの統一的な懲罰的損害賠償を課すことのできる基準を設けようとするのが重要である。協議案では、原告が懲罰的損害賠償を請求できるのは、原告が「被告の他人の権利侵害に対する意図的かつ目に余る無関心によって事故が生じたことを明白かつ確信を抱くに足る証拠(clear and convincing proof)を提示」することが要件となり(sec.111(a))、懲罰的損害賠償請求の要件に関して州法上の規定に専占することになる。

(2) 懲罰的損害賠償額の制限

さらに、懲罰的損害賠償額の制限として、中小企業保護を目的とした規定をおいている。すなわち、年間売上高500万ドル以下で正規従業員が25人以下の企業に対する懲罰的損害賠償は、てん補損害賠償金の2倍か、25万ドルのいずれか少ない額を限度として認めるというものである(sec.111(b)(1),(2))。

しかし、1996年にクリントン大統領が連邦PL法案に拒否権を発動した時の主たる理由が、懲罰的損害賠償の額に制限を設けることは、欠陥製

造物から生ずる危険によって国民の安全が脅かされることになるというものであった。特に、25人以下の中小企業によって製造される粗悪製品によって国民の健康と安全が脅かされているともいわれている。一例をあげると、一部の航空会社の定期航空便で使われている取り替え部品が連邦PL法案で懲罰的損害賠償が制限されることになる零細企業の製造する粗悪偽造部品であったともいわれている³⁵。また、PL事故の防止のために、アメリカ消費者製品安全委員会(CPSC)が強制的な製品安全基準を設けているものとして花火や幼児用玩具があるが、これらの製造者の多くが従業員25人以下の中小企業であることを忘れてはならない。実際問題としてこれらの企業は、高額の実責任保険に加入するだけの資力もないだろうし、高額な懲罰的損害賠償を課したとしてもその執行には問題が残ろう。但し、今回の連邦PL法案では、原告の懲罰的損害賠償を請求できる要件が厳格になっている。被告が上述(1)のような悪性の強い行為を行ったことがその要件となる。

従って、これら中小企業であっても、CPSCのような行政機関の定める製品安全基準を遵守していることが証明されるならば、懲罰的損害賠償を課されることにはならないものと考えられる。

5. 法定責任期間に関する規定の問題点

(1) 欠陥製品による労災事故

業務中に、職場(workplace)において欠陥製品によって死傷した労働者は、州労災補償法によって労災保険で補償される。しかし、当該労働者は、別途欠陥製品を製造した製造者に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行うことができる。しかし、製造後18年以上経過した職場で使用されている耐久財によって生じたPL事故については、労働者は請求権を行使することができなくなる(sec.107(a)(2))。この規定により、18年以上経過した職場のエレベーターや産業機械で死傷した労働者はPLによって補償されず、唯一州労災補償法に従った給付を受けることができるにすぎない。

州労災補償法による給付は一部補償が原則であるが、労災事故を被った労働者は、欠陥製造物製造者に対して行うような追加的な損害賠償請求を

雇用者に対して行うことは禁止されているため、不十分な補償しか受けられなくなる恐れが強いものと考えられる。被用者以外の者が同じ製品によって死傷した場合、製造者に対して完全賠償の請求を行うことができるとともに、懲罰的損害賠償の請求をも行うことができるのに対し、労災補償法上、雇用者に対する懲罰的損害賠償の請求などできないことになっているのである。

なお、職場の耐久財など、sec.107 に規定する耐久財に対しては法定責任期間の定めがあるが、その他の製造物に関しては、被害者が事故が生じたことを知ったときから2年以内に請求しなければならないという出訴期限に関する規定があるにすぎない³⁶。

(2) 中毒による死傷の問題

法定責任期間条項の中で、有害物質による死傷・疾病（toxic harm：中毒疾病）に対する除外条項（s.107(a)(2)(B)）が重要である。すなわち、本条項では、法定責任期間が適用される耐久財による死傷には中毒によるものが除外されることになっている。従って、耐久財に有害物質が含まれていて、その耐久財製造後18年以上経過していた場合であっても、有害物質による中毒によって疾病に罹患した労働者は、当該製品製造者に対する損害賠償請求権の行使は制限されない。有害物質による疾病は、晩発的に発症するところに特徴があり、有害物質の曝露から2～30年経過した後発症する例もある。従って、本法定責任期間の規定に関わらず、疾病労働者は、自らが有害物質の曝露による疾病が発症したことを認識したときから2年以内の請求であれば、損害賠償請求権を行使することができる。

(3) アスベスト問題との関連

本法案では、有害物質に関する定義は為されておらず、本条項がアスベスト事件への適用を意図したものか否かについて明確ではない。有害物質か否かの判断は、事例毎に為されるところに問題がある。現在、アメリカにおいて、大規模不法行為損害賠償請求訴訟としてアスベスト訴訟が依然係属しており、アスベストが有害物質として本除外条項に該当し、アスベスト曝露労働者が製造時からの期間に関わりなく請求権を行使しうるか否

かは重要な問題になってくる。すなわち、アスベスト繊維を長期間にわたって吸入すると、肺ガン、中皮腫、石綿症といった疾病に罹患することが明らかになったため、主としてアスベストを用いた作業に従事していた労働者から、アスベスト製造者に対して多数の損害賠償請求訴訟が提起され、アスベスト訴訟は、アメリカにおけるPL問題の代表的なものの一つとなった経緯がある³⁷。しかし、アスベスト自体が有害物質ではなく、特定の疾病因子と結び付いた時にのみ、有害性をおびるといったような研究もあり³⁸、有毒性に関する明確な定義が法律上為されていないと、訴訟において問題になり十分な被害者保護ができないといった問題が生ずることが危惧される。アスベスト訴訟については、連邦PL法と現代型大規模不法行為訴訟との関連で次章において論述する。

6. 和解申し出条項に関する問題

従来の連邦PL法案にはなく、本PL法案において新たに規定された条項として和解申し出に関する条項がある。本条項によると、正式審理前の和解勧告を拒絶した当事者が、正式審理においてその和解案よりも原告不利の判決を得たり、敗訴した場合には50,000ドル以下の罰金が課されることがあるというものである（sec.110(e)）。

この条項は、原告、被告を問わず適用されるが、和解を拒否した原告の方に不利に作用すると考えられる。

・大規模不法行為訴訟の解決に対する限界

以上、州と連邦における主要な立法及び判例を通して、現在のアメリカにおける不法行為法の展開について検討してきた。本章では、本稿のもう一つの主要論点である、アスベスト、たばこ、豊胸材訴訟など大規模不法行為訴訟についての法的解決の困難性について論ずる。

前章でみたように、本連邦PL法案では、アスベスト、たばこ、豊胸材訴訟など、現在問題になっている大規模不法行為訴訟に対する有効な解決策を提示できていないと思われる。これらの訴訟については、それぞれの分野における新たな立法

や包括的和解枠組みの形成など、司法府だけの機能の限界から政治的な決着を指向せざるを得ない状況にあるものと考えられる。

1. アスベスト訴訟解決への限界

本章では、上記のような観点から、アメリカにおけるP L訴訟の代表的なものとして、アスベスト訴訟を取り上げ、本P L法案の条項との関連をみながら論述していくものとする。この訴訟については、将来の晩発性疾患発症者に対するクラス・アクション和解を目的としたクラス形成の合法性を争った連邦最高裁判決が下された³⁹ところであり、本P L法案との関連からいえば、有害物質による法定責任期間の問題、及び和解申し出に関する条項との関連で重要な意義を有するものと思われる。

2. アスベストの有害性

アスベストの有害性は、1930年代から認識されており、1940年代から50年代にかけて数百万人がアスベストに曝露したといわれている。アスベストへの曝露は、アスベスト製造工場の労働者だけではなく、アスベストが断熱材として建材に使用されていたところから、一般の市民の曝露者も数多く存在する。アスベストによる具体的な疾病が顕在化してきたのは、1960年代になってのことであり、1970年代に入ってアスベストを原因とするP L訴訟が頻発するようになった。アスベストの危険性は、その致死率の高さと、吸入から発症までに時間がかかるといった晩発性にあるものと考えられる。致死率は、アスベスト曝露労働者の20%、さらに喫煙労働者の致死率は、非喫煙労働者の10倍にも達するといわれており⁴⁰、発症までの潜伏期間が40年にも及ぶというような超長期の晩発性が問題となる。このようなことから、アスベスト関連の死亡者数は、2000年までに20万人、2015年までには26.5万人と予測する研究結果もある。また、アスベストによる疾病かあるいは他の原因が複合して発症したものの、疾病の特異性の認定とも関連し困難な問題が生ずることになる。

3. アスベスト訴訟の経緯

本章において論述するアスベスト被害に関するクラス認定違法判決の経緯は、次のような事実由来する。上述のように、1970年代以降、アスベスト曝露者からの多数の損害賠償訴訟が提起されるようになると、事実審段階において、アスベスト曝露と疾病との因果関係の証明をめぐって繰り返し争われることが多く、裁判が長期化するとともに訴訟費用が増大するという問題が生じてきた⁴¹。訴訟案件の半数以上が、原告に対する実際の損害賠償額よりも訴訟費用の方が高つくといった状況になり、アスベスト製造会社による被害救済基金が枯渇してしまい、将来の発症者に対する賠償金の支払いが困難になるのではないかと懸念が生ずることになった。

このような状況に至り、1990年に、連邦司法会議(United States Judicial Conference)は、アスベスト問題に関する特別委員会を発足させ、本章で問題とする和解目的のクラス・アクションを認定し、アスベスト問題を包括的に解決することが提案されることになった。さらに、同委員会の1991年の報告書⁴²では、アスベスト問題の唯一の解決策は、連邦法による特別立法によって全国レベルの紛争解決スキームを形成することであると結論付けている。しかし、現在に至っても、具体的な立法は行われていない。このような動きは、最近のアメリカにおけるたばこ問題に関する連邦包括和解法案の帰趨にも関連しており、興味深いところである。

4. アスベスト訴訟の併合

立法的な進展がない中で、アスベスト訴訟が係属していた8州の連邦裁判所判事は、アスベスト訴訟を広域係属訴訟(multidistrict litigation)⁴³として、事実審理に入る前の係属中の全アスベスト訴訟を、ペンシルヴェニア東部地区連邦地裁に併合することを決定した。

訴訟併合後、原告側訴訟代理人、被告側訴訟代理人、そして旧アスベスト製造会社20社で構成される紛争処理センター(Center for Claims Resolution)の訴訟代理人も加わり、和解交渉が開始された。しかし、広域係属訴訟の決定は、既

に連邦地裁に提訴されていた事件のみを併合することであり、和解交渉の焦点は、訴訟に加わっていない将来の発症者（以下「未発症者」という）に対する救済方法に関する問題に絞られていった。訴訟併合を行った上で和解交渉を開始する主たる目的が、従来乱訴状態にあったアスベスト訴訟に関して、連邦レベルでの包括的な解決を図ることであったことは事実であろう。

重要なことは、この目的の中に将来の発症者との和解を行うということが含まれていたことであり、この問題が、本章での主たる考察対象である連邦最高裁判決に関連しているのである。

5．和解案の提案

(1) 未発症者との包括和解

1991年11月に、被告側訴訟代理人は、アスベスト被害救済基金を設立することを条件に、当時係属中の訴訟を解決するとともに、将来のアスベスト関連訴訟を禁止することを目的とした和解を行うことを提案した。原告側訴訟代理人はこの提案を拒絶し、和解交渉は決裂した。しかし、和解交渉決裂後、再度交渉が開始され、本章で問題としているクラス・アクション和解協定の構想が具体化することになった。

アメリカ不法行為法で特徴的なのは、多数の原告を一つのクラスに形成して行う集団訴訟（クラス・アクション）であり、大規模なPL訴訟や原子力事故による訴訟に典型的にみられる。アメリカ不法行為法において、現在は発症していないが将来の発症がかなりの蓋然性をもって予測される晩発性疾病に起因した損害賠償請求の問題として検討する価値があると思われる。

本件は、アスベストメーカーと従来訴訟を提起する意思のなかった以下のようなアスベスト曝露者からなるクラス・アクションの代表者が、共同してクラス・アクションの申し立てを連邦地方裁判所に行ったものである。原告・被告双方が行ったクラス認定の共同申立は次のようなものであった。すなわち、クラスを構成する対象者は、被告の職場でアスベストに曝露した経験があるか、

自らの配偶者あるいは家族のいずれかがかつてアスベストに曝露していた者である。被告は、アスベスト製造会社に対して訴訟を提起したことが

ない全ての者から構成されるクラス対象者の中から9人が代表になることについて同意していた。この要件に合致する潜在的なクラス対象者は、数十万人に達するものと想定されている。クラス代表者として指名された原告のうち数人は既に明らかな疾病症状を訴えているが、それ以外は、アスベストに曝露した経験を有するだけであり、現時点では何の疾病症状も現れていない者であった。しかし、申立人は、これらの者を区別するためのサブクラスに関する申し立てを行わなかったために、上記の9人がクラス全員の代表者として指名された。

(2) 和解合意事項

最終的に合意された内容は、従来申立人に対して訴訟あるいは請求を行ったことのないクラス対象者の多くを除外した上で和解を行うこと、一定の曝露基準と症状基準に合致するクラス対象者に対する補償支払基金の管理方法と運営基準を明確にする、補償の対象とするガン及び悪性疾病を4区分の疾病群に分類し、疾病群に応じた認定患者（qualifying claimants）に対する補償額を決定する、インフレ調整は行わない、それぞれの疾病群毎の年間支払対象者数に制限を設ける、クラス訴訟対象者の家族の損害、未発症曝露者の精神的損害⁴⁴、に対する補償は行わない、という6点に集約される。

6．連邦地裁決定と控訴審の判断

連邦地裁は、上記の内容をクラス対象者に通知するという和解当事者の計画を承認し、和解のための提案されたクラスを承認した。この提案に対しては、多数の反対意見が寄せられたが、裁判所は、代表者はクラスを適切に代表して通知を行うことになると判断し、和解は適正であると判断した。さらに、最終決定の条件として、連邦地裁はクラス対象者が連邦あるいは州裁判所に個別のアスベスト関連訴訟を提起することを禁止した。

しかし、本件は控訴され、連邦第3巡回区控訴裁判所は地裁決定を却下した。この和解案に対する反対者は、アスベスト曝露のみを主張する者（未発症者）には原告適格がなく、本件クラス・アクションは違法であり無効であると主張した。しか

し、控訴審は、クラスの認定がなければ原告適格はないとしただけで、未発症者が原告適格を有するか否かに関しては実体的な判断を行うことを回避した。すなわち控訴審は、当該クラスが、民事訴訟規則上の要件である「他の問題にまさるクラスの共通の利益が存在すること」(23(b))及び「代表者がクラスの利益を公平かつ適切に保護すること」(23(a)(4))の要件を満たしていないという理由で、連邦地裁の行ったクラス認定は不適切であると判示していた。

7. 連邦最高裁判決

(1) 和解目的のクラス・アクションの適合性

上訴に対し連邦最高裁は、和解のみを目的としたクラス・アクションでも認定されることを認めたが、連邦民事訴訟規則23に定めるクラス要件は、当該事件に事件性があり、和解を含めて正式審理までが想定しうようなものでなければならないとした。そして、未発症者には原告適格がないという反対者の主張に対しては、本件が正式審理を前提とした事件ではなく法律上の争点も提出されていないとして、具体的な判断を回避している。

(2) 連邦民事訴訟規則上の和解要件の判断

その上で、最高裁は、本件和解条項が民事訴訟規則23に定める要件を満たしているかに関し具体的に判断を示している。最高裁は連邦民事訴訟規則の規定を詳細に検討した上で、控訴審の判断を支持し連邦地裁の行ったクラス認定を却下した。これにより、将来の未発症者からの請求を封じようとする被告アスベスト企業の請求は却下されることになった。

最高裁は、連邦地裁と和解当事者が依拠した事実だけでは、連邦民事訴訟規則に規定する優先要件(23(b)(3))を充足することにはならないとしている。すなわち、クラス認定を許容するためには、アスベスト曝露に対する共通の経験を有し、アスベストに起因した不法行為損害賠償請求過程に固有の取引コストと危険を最小化しつつ、迅速で公正な補償を得ることに対する共通の利益及び和解の適正性を考慮しなければならないのである。

(3) クラス・アクション優先基準の判断

アスベスト曝露者は大規模な補償スキームによって救済されるべきというのは、立法者の意図したものであるが、それは連邦民事訴訟規則が要求している優先性とは関係がない。優先要件は、個別の事情を純粋に検討して、クラスメンバーを認定するという法律問題あるいは事実問題に関するものである。そして、クラスメンバーはいくつかの症状毎のカテゴリーに分類され、その分類自体に固有の問題が多く、またカテゴリー内の個々人も多様であるなどの不確実性を前提にすれば、優先基準はクラスメンバーのアスベスト曝露の共通経験だけでは充足されないとしている⁴⁵。

すなわち、連邦地裁によって認定されたクラスは、クラス代表者とその他のクラスメンバー間の利害衝突を明らかにするのに役立つ規則23(a)(4)の要件を充足しない⁴⁶。代表者はクラスの一部であり、共通の利害を有し、そしてクラスメンバーと共通の被害を被っていないなければならないのである⁴⁷。

しかし、本件では、多様な健康状態を有するクラス代表者がそれぞれのサブクラスの代表ではなく、ひとつの巨大なクラスのために行動しようとした。従って、本件クラス認定は支持され得ないとしたのである。ひとつのクラスの中で個々の利害関係を同列に論ずることができないというのが最も重要なことである。

・アメリカ不法行為法の今後の展開

1. 大規模不法行為訴訟の解決への方向性

前章の連邦最高裁判決の趣旨としては、現時点で発症していないアスベスト曝露者全てを包括したクラス・アクションによる和解は、曝露者の個人差を明確に反映していないために認められないというものである。さらに、和解対象者の絞り込みを行うための通知が適切に行われたか否かといった連邦民事訴訟規則上の問題は、クラス・アクションを遂行するだけの優先要件が適切に判断されたかという同規則上の根本法理に先行する問題ではなく、まさにクラス代表者がクラス全体を適切に代表しているかという基本的な問題において、

本件はクラス認定を否定されたものである。

本件判決後のたばこ訴訟や豊胸材訴訟の下級審判決においても同様に、クラス対象者の症状の類似性を厳密に判断し、安易なクラス認定の申し出は却下される傾向にある。従って、潜在的な晩発性疾病対象者との包括的な和解は行いにくいものとなる。

このことは、相対的に低い金額での和解によって紛争を包括的に解決しようとする製造者にとって不利に機能すると思われる。すなわち、本稿で検討した連邦 P L 法案との関連では、有害物質の吸入や曝露による晩発性疾病による P L 訴訟に関しては、法定責任期間の適用はなく、症状発症後の請求が認められるため、被害者にとっては不利な条件での和解を強要されることはないものと思われる。

但し、本 P L 法案における条項との関連では、和解申し出に関する条項が問題となってくる可能性がある。すなわち、本稿 ． 6 でみたように、被告からの和解を拒絶し正式審理に持ち込んだ上で、原告不利の判決が下された場合に、原告に対して罰金が課される可能性がある。この問題は、前章で検討したクラス・アクションに関する連邦民事訴訟規則 2 3 とともに和解手続に関する同規則 6 8 にも関連して問題になってくるとの指摘もある。今後、アスベスト類似の問題が生じてきたときに、和解と正式審理との選択をめぐって問題となってくる可能性は否定できないであろう。

2．連邦法の専占に関する新たな問題

連邦 P L 法案では、懲罰的損害賠償額の制限は中小企業に限定されることになり、それ以外の企業に対する懲罰的損害賠償額の制限は行われないことになっている。最近の懲罰的損害賠償額を制限する最高裁判決⁴⁸などの動向をみる限り、過重な懲罰的損害賠償は憲法上のデュー・プロセスの要請からも制限されるものと考えられる。むしろ、懲罰的損害賠償を請求しうる連邦統一的な証拠基準を定めることの方が重要であろう。

本稿で論じたペンシルヴェニア州法による懲罰的損害賠償の証拠基準は、「証拠の優越」(preponderance proof)で足りるものとなっている。連邦法で規定しようとしている証拠基準(clear

and convincing proof)は、この基準よりも高度の証明が要求されるため、懲罰的損害賠償の請求が従来に比べて抑制される可能性があると考えられる。現在の各州の証拠に関する基準をみても、連邦法と同じ基準を用いている州は 2 3 州であり、それ以外の州はほとんどが「証拠の優越」基準となっている⁴⁹。従って、このような民事訴訟の根本的な法理に対する連邦法の専占をめぐる問題が生ずる可能性があるものと思われる。

なお、懲罰的損害賠償は、本稿で論じたように不法行為損害賠償請求の一つととらえられており、提案されている連邦 P L 法の証拠基準でも、被告の事故招致に対する故意を要件としたものではない。懲罰的損害賠償が責任保険で担保されるか否かは州によって異なっているが⁵⁰、従来から責任保険で担保されることになっている州においては、責任保険実務上、証拠基準の厳格化によって、保険会社の負うべき潜在的なエクスポージャーは軽減される可能性がある。この点からすれば、S . 5 法案の立法趣旨にある責任保険保険料の高騰への対処ということがいえるのだろう。

本稿で論じた以外に、本 P L 法案には、小売商の責任の緩和条項や、消費者の製品誤用や改造によって生じた損害に関する規定などが列挙されているが、今後の協議案の進展を注視しつつ、検討していくものになりたい。

3．アメリカ不法行為法改革の方向性

日本では、P L 法の施行と、1 9 9 8 年 1 月 1 日からの改正民事訴訟法の施行により、製造者の責任が加重される傾向にあるのに対し、アメリカでは、いきすぎた責任を制限する方向にあるといわれている。しかし、本稿で検討したように、不法行為法改革の実質的議論は、州不法行為法改革の中で相当程度行われており、その方向性は被告の責任を一方的に制限するものでもないことがわかる。

連邦法の制定は、従来からみるとその重要性を減じているものと考えられないこともないが、依然として、州間に法的不統一が存在していることも事実である。不法行為に関する主要項目が、ある州では合憲、他の州では違憲といった状況が依然存在する。州裁判所において判決が行われる限

り、このような法の進展と揺り戻しといった状況が続くことは避けられないところである。

このような状況において、不法行為法分野での法の統一という一大事業が連邦第105議会で完結するか否かは容易には予測しがたいが、各州の議論の集大成として連邦法制定議論を検討していくことは意義があると思われ、今後の動向を注視していきたい。

¹ アメリカの連邦制度のもとでは、連邦政府は合衆国憲法によって明示的・默示的に与えられた権限のみを有し、残りの政府権限は州に留保されている（合衆国憲法第10修正）。Police powerは、州がその領域内で有するこの主権の作用の一つである（田中英夫編著「英米法辞典」（東京大学出版会、1991年）646頁）。

² 司法制度改革には、製造物責任法分野の改革だけではなく、民事訴訟法分野全体の改革なども含まれ、1980年代から種々の法案が連邦議会上下両院に上程されてきた。しかし、近時の連邦法案はPL法にのみ限定したものになってきた。

³ The Price-Anderson Amendments Acts of 1988, Pub.L.No.100-408,102（42 U.S.C. 2014,2210として連邦法令集に編纂）

⁴ 1997年だけでも、アラスカ州、アーカンサス州、ハワイ州、アイオワ州、メリーランド州、ミネソタ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、テキサス州の9州で何らかの不法行為法改革が行われた（<http://aaabiz.com/attra/atri2c.htm>）。

⁵ 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、被害者たる原告が受領した保険金・見舞金・社会保障給付などで加害者からの出捐金とみなされないものは賠償額から控除しないというルール。例えば、原告が医療費について自分が掛けておいた保険から支払いを受けても、そのことは賠償額に影響を与えない（前掲田中「英米法辞典」158頁）。なお、重複填補の控除ともいい、1989年10月までの状況では19州が採用していた（安田総合研究所「製造物責任」[第2版]（有斐閣、1992年）167頁）ところから、7年間でこのルールを採用した州は2州しか増えていないとも言えよう。

⁶ 非経済的損害に関する事件として、Morris v. Savoy,

61 Ohio St. 3d 684(1991)、懲罰的損害賠償に関する事件として、Zoppo v. Homestead Ins. Co., 71 Ohio St. 3d 552(1994)、法定責任期間に関する事件として、Brennaman v. R.M.I. Co., 71 Ohio St. 3d 1211(1994)がある。

⁷ 特に1995年に、オハイオ州周辺のイリノイ州、インディアナ州、ミシガン州、ウイスコンシン州で抜本的な不法行為改革法が成立したことが、オハイオ州での立法機運を高めたといわれている。

⁸ 1995年5月22日下院法案（HB350）として提案され、1996年2月7日、下院で可決された。同年5月29日には、上院も下院法案を修正可決の上、修正案を両院協議会で審議することとなった。修正案は、9月11日に上院で可決、同26日に下院も可決した。その後、10月28日に知事の署名を経て法案は成立し、1997年1月27日より施行されている。

⁹ 前掲安田総合研究所「製造物責任」[第2版]80頁

¹⁰ 減額方式には、純比較過失（pure comparative negligence）方式（日本法における過失相殺と同様）

50/50%方式、49/51%方式、大・小（slight-gross）方式の4類型に分類される（前掲安田総合研究所「製造物責任」[第2版]82頁）。

¹¹ 日本法では、出訴期限は、時効（民724条前段）の規定に、法定責任期間は除斥期間（民724条後段、PL法5条1項後段）の規定に該当するが、アメリカの場合、従来は法定責任期間に関する規定をおいていない州が多かった。

¹² 1965年の第2次不法行為法リステイトメント第402A条の注釈iにおいて採用された製造物の欠陥基準であり、アメリカにおいて最も広く用いられている欠陥基準である。すなわち、製造物が通常の消費者の期待する安全性を欠くものであった場合、すなわち、製造物が通常の消費者の予期する以上に危険なものであった場合において、欠陥の存在を肯定する考え方である。この基準によって、厳格責任法理に基づくPL訴訟において、製品の欠陥が認められやすくなったといわれてきた。

¹³ 損害を惹起した製造物の製造業者を特定することができず、その業界において危険の共同管理を根拠づけるような業界基準または業界慣行が存在する場合において、その業界全体に連帯責任を負わせようとする理論。かつて1972年にホール事件判決（Hall v. E.I. DuPont de Nemours & Co., 345 F.supp.353

(E.D.N.Y.1972))において適用されている(前掲安田総合研究所「製造物責任[第2版]」44-45頁)。この法理が適用されるのは、少数の企業が実質的に当該製品シェアの大部分を占めているような場合である。

¹⁴ 複数行為者のうち、いずれかの者の行為によって損害が生じたことは明らかであるものの、いずれの者の行為によって損害が生じたのかを特定することができない場合において、その立証責任を転換し、各行為者は、自らの行為によって損害が生じたのではないことを立証しない限り、連帯責任を負うとするもの。この法理は、全ての潜在的責任者を被告としなければならない点において、PL事件に適用することは困難であるが、アスベスト事件に関して適用を認めた判例やDES事件において限定的な適用を認めた判例が存在する(前掲安田総合研究所「製造物責任[第2版]」43-44頁)。

¹⁵ "The Civil Justice Reform Amendments of 1995" Pub. Act 89-7, eff. March 9, 1995

¹⁶ Vernon Best v. Taylor Machine Works et al., Jonathan Isbell, Administrator of the Estate of Steven A. Kelso v. Union Pacific Railroad Company et al., 179 Ill. 2d 367(1997)

¹⁷ 宣言的判決(declaratory judgment)は、原告がその権利について不安・懸念をもつときに、権利関係、法的地位を宣言することにより紛争の終結を目指してなされる制定法上のremedy(救済)であり(前掲田中「英米法辞典」233頁) 本件では、修正法条項の適用に反対し、自らの法的権利を確保しようとしてなされたものである。裁判所は、Declaratory Judgmentを求める申立を却下する裁量権を有するとされるが、宣言された事項については、当事者間で通常の判決と同様の拘束力をもつ。また、本稿では、summary judgmentを略式判決と訳出したが、本来の意味は、正式審理を経ないでなされる判決をいい、重要な事実について真正な争点がなく、法律問題だけで判決できる場合に、申立によりなされる判決である(前掲田中「英米法辞典」826頁)。

¹⁸ イリノイ州法廷弁護士協会(ITLA)の前会長、Geoffrey Gifford氏の「この判決は、州議会議員にとっても極めて重いものであり、この判決によってイリノイ州では、しばらくの間、不法行為法改革の動きは止まるだろう」という言葉に、イリノイ州の現在の状況がよく現れている。修正法の提案者でもあった州議会上院のKirk Dillard議員(共和党)でさえ、この

判決は、原告側弁護士や不法行為法改革に反対する者にとって「スラムダンク」であると言う。

¹⁹ 下院法案は"Common Sense of PL and Legal Reform Act: H.R.956"(本法は民事訴訟全般)であり、上院法案は、"PL Fairness Act of 1995: S. 565"(本法はPLに限定)であった。両法案は"PL Fairness Act and Reform act of 1996"として一本化され上下両院を通過したが、クリントン大統領の拒否権行使により廃案となった。

²⁰ "A bill to establish legal standards and procedures for product liability litigation, and for other purposes", 1997/1/21

²¹ "Discussion Draft of Product Liability Bill"

²² Government of Virgin Islands v. Knight, 989 F.2d 619, 633

²³ たとえば、アスベスト訴訟に関連してこのようなことがいわれている。"Report of The Judicial Conference Ad Hoc Committee on Asbestos Litigation", Mar., 1991

²⁴ 合衆国憲法第1条第8節3項

²⁵ 協議案§2(1)同旨

²⁶ 協議案§2(2)では、懲罰的損害賠償に関する制限を行うことを立法目的の一つとして明確に規定している。

²⁷ 協議案§2(3)同旨

²⁸ 49 U.S.C. 40101

²⁹ 原子力法においては、連邦法として原子力事業者の責任を一定限度で制限している(42 U.S.C. 2210.e)が、原子力事故訴訟に適用される責任法理は、原子力事故が生じた州の不法行為法によるとされている(42 U.S.C. 2014.hh)。このように、法律上明示されていても、繰り返し連邦法の専断を主張する争いが起きている程、この問題は複雑である。

³⁰ 協議案においては、クリントン大統領の意向を反映し、連帯責任免除の規定はおかれていない。

³¹ 464 U.S.238(1984)

³² Restatement(2nd) 908(2)

³³ Notes; "Common Sense Legislation: The Birth of Neoclassical Tort Reform", 109 Harv.L.Rev.1765, 1773

³⁴ 前掲 Harv.L.Rev.1765, 1765

³⁵ New York Times, May 5, 1995

³⁶ Statute of Limitations(sec.106(a))

³⁷ 前掲安田総合研究所「製造物責任[第2版]」51頁

³⁸ American Medical Association, "Journal of the American Medical Association article", 1964

³⁹ Amchem Products, Inc., et al v. Windsor, S.Ct.2231(1997)

⁴⁰ Robert E. Litan and Clifford Winston, "Liability", Brookings, 1988, p178

⁴¹ "Report of The Judicial Conference Ad Hoc Committee on Asbestos Litigation", Mar., 1991

⁴² 前掲 Report

⁴³ 少なくとも一つの（通例は複雑な）事実問題を共通にする複数の民事訴訟が、いくつかの裁判区（district）にわたって連邦地方裁判所に係属するときに、それらの訴訟を1つの裁判所に集めて、1人の裁判官の指揮のもとに統一的な pretrial proceeding（正式事実審理前手続）を行うため、連邦の立法により1968年に設けられた制度。航空機事故やPL訴訟などで利用されることが多い（前掲田中「英米法辞典」569頁）。

⁴⁴ 発症危険が高まることに対する恐怖感、健康監視費用の支出、及び他覚症状がない肺へのアスベスト固着を含む肋膜炎発症への恐怖感などであり、これらが州法上の請求原因に該当するとしても、和解金支払いの対象外とする。

⁴⁵ 共通原因あるいは大惨事から生ずる大規模な不法行為損害賠償請求は、民事訴訟規則に定める優先要件を充足するようにみえるが、1966年の規則23修正の際に、諮問委員会はこのようなケースは、クラス・アクション不適合とすべきことを表明し、連邦地裁に対して個々人の事情によりクラスメンバー間の相違が大きい場合、クラス認定については慎重に対処するよう警告していた事実がある。

⁴⁶ General Telephone Co. of Southwest v. Falcon, 457 U.S.147

⁴⁷ East Tex. Motor Freight System, Inc. v. Rodriguez, 431 U.S.395

⁴⁸ BMW of North America, Inc. v. Ira Gore, Jr., 116 S.Ct.1589(1996)

⁴⁹ Wilson, Elser, Moskowitz, "Punitive Damage Review and Unfair Claims Settlement Practice Act", Edelman & Dicker, p

⁵⁰ コロラド州、コネチカット州など10州では、懲罰的損害賠償は責任保険で担保されないものとされている（前掲書36頁）。